

豊川市監査公表第19号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（福祉部福祉課）

監査実施期間 平成28年 8月 8日から
平成28年11月16日まで

豊川市監査公表第7号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市民生委員児童委員協議会連絡会 交付金の交付要綱について、交付対象及 び交付額の算定根拠が不明確であるた め、改正されたい。</p>	<p>1 豊川市民生委員児童委員協議会連絡会 交付要綱については、要綱を改正し、交 付対象及び交付額について具体的な明記 に改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年3月30日現在のものである。